

協会けんぽの保険料が、4月分(5月納付分)から変わります。給与計算時にご注意下さい。
◎住宅かし担保履行法による最近6ヵ月間に引き渡した新築住宅の届出は4/21までです。



「会社の役員
の就任が11年半
前で、任期切れ
とは全く気付かず、あと半年この
ままだと法務局の職権で会社が抹
消されるなんて今回お宅から聞い
て初めて知った…」
とA社長は驚かれ
ました。許可更新準
備の中で分かった事ですが、もし
抹消されると許可も入札資格も無
効になり大変な事になる所でした。
A社が非公開会社(株式の譲渡制
限がある会社)であれ
ば役員の任期を10年

に申させますが公開会社の為ダメ。
株主総会を開き遅延就任の手続き
をし法務局に届出るようにしまし
たが、その後が又心配です。こう
した遅延登記があると法務局から
裁判所に通告され書面だけの審理
で「過料(罰金)を払
え」と後日通知がき
ます。遅延の期間が
長いと10万円を越す事も! 非公
開会社に変更し、ついでに「株券
を発行する」を「しない」に変え
る等実態に合わせた登記になるよ
う定款変更の手続も進
める事になりました。

最後の登記から12年で会社抹消の罰金も10万円↑



「えっ新しく取締役や
監査役になる人は住民票
か運転免許証の写しがいるの?...
県外の人だからすぐ準備が出来な
いかも…」とB社の事務担当者は
慌てました。法務局
が「役員の登記の添
付書面と役員欄の
氏の記録が変わりました」と窓口
で言い出したのは、法務省令が施
行された2月27日からの事です。
今回の改正省令が公布されたのが
2月3日ですから周知期間はあっ
てないようなもの…。法務局に尋
ねてみると「法務省のHPに出て

いるだけでチラシもパ
ンフも作っていない…」
との事。会社は定時株主総会で任
期のきた役員の改選をする際に、
後任の役員を選任します。前と同
じ人が再任される
場合であれば添付
書面は不要ですが、
新任の役員は早めの準備が必要で
す。又婚姻前の氏も登記簿に載せ
たい人は設立や役員変更の登記申
請時に申出る事が可能に。8/27
までは申出だけ
(1万円印紙不要)
で登記OKです。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく!
当事務所の電話は 0977-23-5463 又は IP 050-3626-3645 (平日の9:00~17:30)